



NARA NEWS PAPER

〒630-8686 奈良市法華寺町2番地4 電話(0742)32-1000(代)

発行所 奈良新聞社 ©奈良新聞社 2018

本社(ダイヤルイン)0742-	
総務課・経理課	32-2111 中南和支社
営業課	32-2112 0744-34-1221(代)
編集部	32-2113 大阪支社
各事務局	32-2114 06-6211-2797(代)
シニア事務局	32-2115 東京支社
文化事業課	32-2117 03-5565-0031(代)
出版課	32-2118
ならリビング課	

www.nara-np.co.jp

奈良市新斎苑 保安林の所在地に相違

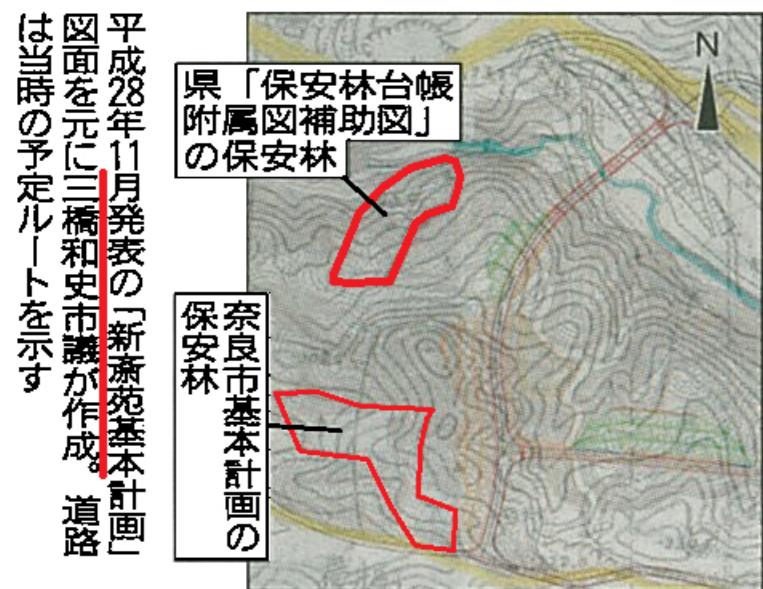
県、奈良市に通知

奈良市が同市横井町の山林に整備する新斎苑(火葬場)事業に伴い、一括購入した西側山林(約5・2畝)に含まれる保安林の「所在地」を巡り、市が新斎苑基本計画で示した位置が、県管理の「保安林台帳(附属図補助図)」とは異なるとして、「取り扱いに十分慎重を期す」よう、県が今月10日付で異例の通知を行っていたことが、21日分かった。文書を受け取った市新斎苑建設推進課は「通知を踏まえ、市の考え方をまとめたい」としている。保安林を巡っては「県が示す所在地と違つ」として市議会でも是正を求める意見が出ていた。

「取り扱い慎重期す」

保安林は水源の涵養一壊など災害の防止、生一益目的のため、農林水(かんよう)や土砂崩一活環境保全、特定の公一産大臣、または知事が

指定。伐採や土地の形質変更は規制される。横井町の保安林(面積約5000平方メートル)は大正7年に大臣指定された「土砂流出防備保安林」。地滑り、土石流など、自然災害に悩まされてきた麓の鹿野園町にとって、住民



平成28年11月発表の「新斎苑基本計画」図面を元に「三橋和史市議」が作成。道路は当時の予定ルートを示す。



保安林の位置を示す県が設置した看板。これとは別に奈良市が保安林としてきた場所については、地元からも以前から「違つ」との声が出た。奈良市横井町

生活を守る防波堤の役割を果たしていると思われる。市によると、新斎苑の計画地周辺は全体が山林で、市は平成26年ごろから基本計画策定に向けて県に相談、調整を図ってきたが、法務局の登記簿や県の台帳補助図にある「横井町924-7番地」が確定できず、現地測量など地権者立ち会いで調査を行い、鉢伏街道(市道東部285号)北側の土地を保安林として基本計画に記載していた。

しかし県の台帳補助図で示す保安林は市の指定地とする北側に位置。同問題は市議会で三橋和史氏(日本維新の会)が再三取り上げ、「市が言う保安林は、県保有の保安林台帳等に表示された位置と大きく異なる」「市が示す指定地には法的根拠がない」と指摘。これに対し市は「事前に県の所管課に相談したが位置等は不明」ということで、地権者の主張等に基づき境界確定した。「市の認識は用地測量で新たに示された場所が保安林」と主張し、議論は平行線をたどっていた。

ただ県は2月県議会で「保安林はあくまで台帳(附属図補助図)で特定される」とする見解を示しており、県森林整備課は21日までに、奈良新聞の取材に「県の説明と市の理解に齟齬(そご)がある」と説明。台帳が示す保安林は新斎苑施設と離れ、道路など公共施設整備の要件もないことから、指定解除の対象ではないとした。

市は保安林を含む西側山林について、地下水などの観測井や上水道施設整備のほか、今後防災機能を持ったパツファアソーン整備を視野に置いている中で、市新斎苑建設推進課は「県と十分協議を進めたい」としている。